

1 新型コロナウイルス感染症に関する対応について（3月24日現在）

2020年3月 月例市長記者会見 資料
「新型コロナウイルス感染症対応について」
郡山市保健所

日付	対 応
1月8日	厚労省通知「非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起（厚生労働省）」を保健所から市内医療機関へ情報提供
1月17日	国内第1号患者発生（厚労省ウェブ）、疑似症サーベイランスの症例定義（国立感染症研究所）を保健所から市内医療機関へ情報提供
1月23日	厚労省通知「院内感染対策の徹底」を保健所から市内医療機関へ周知
1月27日	庁議 ○新型コロナウイルス感染症について情報共有
1月29日	「令和元年度第1回郡山市 健康危機対策本部会議 」 ○新型コロナウイルス感染症について情報共有、各部局の対応確認。
1月30日	「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の 政令 等の施行について」保健所から市内医療機関へ周知
1月31日	「郡山市 新型コロナウイルス感染症対策連絡調整会議 」 ○新型コロナウイルス感染症について(情報共有)
2月1日	「新型コロナウイルス感染症を 指定感染症 として定める」政令施行
2月3日～ (原則毎日)	二役打合せ ○情報共有、市の方針等確認
2月3日～ (原則毎日)	保健所課長会議 ○情報共有、方針確認、各部局の相談対応（行事や施設の衛生管理、実施（中止・延期）の判断等）
2月3日	「令和元年度第1回郡山市 健康危機対策連絡調整会議 」 ○新型コロナウイルス感染症の各課対応を情報共有。
2月3日	感染症指定医療機関 <u>公立岩瀬病院長との打ち合わせ</u> （保健所長出席）
2月4日	県中保健福祉事務所との調整会議（保健所長出席）
2月6日	新型コロナウイルス感染症対策会議 （県中保健福祉事務所主催）（保健所長出席）
2月6日	新型コロナウイルス感染症の対応に関する全国衛生主管部（局）長会議 （保健所長出席）
2月7日	帰国者・接触者相談センター 設置 P.6 024-924-2163
2月7日	中華人民共和国湖北省から帰国した「新型コロナウイルス感染症」患者の対応について（依頼） 郡山医師会長、郡山市保健所長（連名）から市内医療機関へ通知。

2月10日	県プレスリリース：「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」
2月14日	県プレスリリース：「クルーズ船乗船者の新型コロナウイルス感染患者の県内医療機関での受け入れ【記者会見】
2月15日	県プレスリリース：「クルーズ船乗船者の新型コロナウイルス感染患者の県内医療機関での受け入れ【3名要請 計5名 受入】
2月20日	「令和元年度第2回郡山市 健康危機対策本部会議 」 ○「市等主催イベント中止等、市有施設休館の指針」を策定、同日施行 P.7～8
2月21日	福島県保健所長会議 ○新型コロナウイルス感染症（保健所長出席）
2月21日	横浜検疫所（福島県経由）から「ダイヤモンド・プリンセス号」の下船者5名の情報提供、2/23～3/6 まで健康状態を把握と健康フォローアップセンター（厚生労働省設置）へ報告の要請があり、対応。（終了）
2月25日	「令和元年度第3回郡山市 健康危機対策本部会議 」 ○「市等主催イベント中止等、市有施設休館の指針」改定、同日施行。 P.7～8 ⇒不特定多数の参加者イベントの原則中止（延期）
2月25日	県プレスリリース：クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」（2/3 横浜市へ入港）からの下船者について ○感染の恐れのない方 7名は県内在住者
2月25日	市プレスリリース：クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」からの本市の下船者について ○県公表の7名のうち5名は市内在住者を確認
2月25日	新型コロナウイルス感染症対策連絡調整会議 医療専門委員会 ○発生段階による医療体制について
2月26日	新型コロナウイルス感染症研修会 （郡山市・郡山医師会 主催） ○講師：郡山市保健所長／福島県立医科大学附属病院 感染制御学講座 仲村究准教授
2月28日	「令和元年度第4回郡山市 健康危機対策本部会議 」 ○市指針を民間団体等へ周知、理解を求める。 ⇒同日、各課を通じ、民間へ市の指針を周知依頼。
3月2日	「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての 電話や情報通信機器を用いた診察や処方箋 の取り扱いについて（厚生労働省）」 ○保健所から郡山医師会・郡山薬剤師会へ周知。
3月3日	「令和元年度第5回郡山市 健康危機対策本部会議 」 ○「 新型インフルエンザ等対策特別措置法 」の適用を想定した対応について、情報共有を図る。

1 新型コロナウイルス感染症に関する対応について（3月24日現在）

3月8日	「令和元年度第6回郡山市健康危機対策本部会議」 ○（県内初）感染例の情報共有、今後の対応策（市内での確定患者発生した場合の対応／市職員等（家族）が確定患者となった場合の対応／公表）について協議。
3月9日	「第2回郡山市新型コロナウイルス感染症対策連絡調整会議」 ○（県内初）感染例の情報共有、今後の対応策（市内での確定患者発生した場合の対応／市職員等（家族）が確定患者となった場合の対応／公表）について意見交換。
3月11日 （日本時間12日）	世界保健機関（WHO）のテドロス事務局長（記者会見） 新型コロナウイルス感染症について「 <u>パンデミック（世界的な大流行）</u> 」と宣言。
3月12日	「令和元年度第7回郡山市健康危機対策本部会議」 ○基準（市内での確定患者発生した場合の対応／市職員等（家族）が確定患者となった場合の対応／患者が発生した場合の公表）について審議、決定、即日施行。 P.8~10
3月13日	改正「 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法</u> 」成立（令和2年3月14日施行） ○「新型コロナウイルス感染症」を同法の対象に加える。 P.11
3月14日	新型コロナウイルス感染症患者（市内初）発生 年代：70代、女性、2/21~3/1 エジプト訪問（ナイル川クルーズ利用） 3/4~3/6、3/9 郡山女子大学勤務 現在入院中。軽症。
3月14日	県知事記者会見 ○新型コロナウイルス感染症患者の県内発生（県内2例目）⇒郡山市保健所管内
3月14日	市長記者会見 ※市プレスリリース「市内患者発生第1例」（第1報） ○ <u>新型コロナウイルス感染症患者の発生について（市内1例目）公表</u> 市長メッセージ（手洗い等の励行、換気等の感染予防策の徹底等） P.3
3月14日	郡山女子大学記者会見（学長） ○大学3/31まで閉鎖。終業式・卒業式は中止等。
3月14日	「令和元年度第8回郡山市健康危機対策本部会議」 ○新型コロナウイルス感染症患者の発生について（市内1例目）について情報共有 職員へ対し、感染予防対策と体調不良時の対応等の徹底
3月15日	市長記者会見 ※市プレスリリース「市内患者発生第1例」（第2報） ○（市内1例目）の3/15 14時現在で判明した調査内容等を公表 ・濃厚接触者14名<確定>、関係施設の消毒等 P.4
3月16日	郡山市議会議員説明「新型コロナウイルス感染症に関する対応について」 ○全員協議会：説明、質疑応答
3月16日	郡山医師会説明「新型コロナウイルス感染症に関する対応について」 ○保健所長が郡山医師会理事会で、市内患者発生（第1例）対応等の経過説明。
3月19日	政府 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 <u>「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」</u> 公表

3月23日	「令和元年度第9回郡山市健康危機対策本部会議」 ○「市等主催イベント中止等、市有施設休館の指針」改定（案）協議。 P.7~8
3月24日	市プレスリリース：新型コロナウイルス感染症患者（市内1例目）にかかる濃厚接触者の健康観察終了について（第3報） ○濃厚接触者から同感染症の発症者はなく、健康観察は3月23日で終了。 P.5
3月24日	二役協議 ○「市等主催イベント中止等、市有施設休館の指針」改定、同日（3/24）施行。 P.7~8



新型コロナウイルス感染症患者の発生について



ターゲット 3.3 TEL：924-2163

令和2年3月14日
郡山市保健福祉部
保健所地域保健課
担当：佐久間 敦雄

SDGs ターゲット 3.3 「伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する」

本日（3月14日）、福島県衛生研究所が行った新型コロナウイルス検査の結果、陽性となった患者が確認されました。

市内で新型コロナウイルス感染症患者の発生が確認されたのは、1例目となります。

【患者の概要】

- (1) 年代：70代
- (2) 性別：女性
- (3) 居住地：郡山市保健所管内
- (4) 症状・経過
 - 3月2日～4日 自宅へ帰宅後下痢出現。
 - 3月6日 咳症状が出現。鎮咳薬を服用。
 - 3月9日 発熱37.7度。解熱剤を服用。
その後、体温は35度から37度台を推移。
 - 3月13日 咳、食欲不振が続くため、帰国者・接触者相談センターに相談があり、帰国者・接触者外来を受診。
 - 3月14日 新型コロナウイルス検査の結果、陽性であることが判明。
現在、入院中。本人は軽症。
- (5) 行動歴
 - 2月21日～3月1日エジプト訪問（ツアー旅行）。
（2月24日～2月27日、ナイル川のクルーズ船を利用）
 - 3月4日～6日、9日 出勤（郡山女子大学。徒歩通勤、マスク着用）
 - 3月10日 近所の大型店舗で30分程度買い物（マスク着用）。
その他行動歴の詳細は本市保健所で現在調査中。
- (6) 濃厚接触者については、本市保健所で現在調査中。

<報道機関の皆様へ>

患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。

新型コロナウイルス感染症患者（市内1例目）について（第2報）



令和2年3月15日
 郡山市保健福祉部
 保健所地域保健課
 担当：佐久間 敦雄
 ターゲット 3.3 TEL：924-2163

SDGs ターゲット 3.3 「伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する」

3月14日に公表しました市内1例目について、調査の結果、3月15日現在、判明した内容についてお知らせします。

【患者の概要】

- 市内第1例目
- (1) 年代：70代
- (2) 性別：女性
- (3) 居住地：郡山市保健所管内

【3月15日現在の判明内容】

- (1) 同行者について
 - ① 同行者数は本人以外に8名（添乗員1名を含む）。市内0名、県内1名、県外7名
 - ② 3月14日中に、全員に電話連絡済。有症者なし。
 - ③ 3月14日中に、各人の住所地を管轄する都道府県等に情報提供済。
- (2) 濃厚接触者（大学関係者以外）について
 - ① 帰国後の滞在ホテルから患者宅までの間は発症前なので濃厚接触者はいない。
 - ② 日常生活について、患者の自宅に訪問した者はいない。大型商業施設について、滞在時間は短く、マスク着用していたため、濃厚接触者はいないと判断。自宅近くの郵便ポストに郵便物を投函するため2度外出しているが人との接触はなかった。
- (3) 濃厚接触者（大学関係者）について
 - ① 大学での行動と接触した者について
 - ・3月4日 研究室で勤務。教授会（本人他32名）、科内会議に出席（本人他14名）
 - ・3月5日 研究室で勤務
 - ・3月6日 研究室で勤務
 - ・3月9日 研究室で勤務
 - ・この間、研究室で教職員5名と接触している。
 - ② 接触者の範囲
 - ・発症後、大学勤務日に研究室や会議等で何らかの接触があった教職員は実人数で37名。
 - ・上記の37名は郡山市保健所が濃厚接触者か否か判断するための調査をした。
 - ・現時点（3月15日14時現在）で上記37名中、濃厚接触者14名と確定。
- (4) 相談件数

本日（3月15日）14時までの電話相談件数28件。 ※ 3月14日の相談件数35件

(5) 関係施設の消毒について

- ① 患者自宅

患者が手を触れた可能性のある個所について、3月15日に保健所が外部の消毒を実施。
- ② 大学

3月15日に大学が実施中。保健所が立ち会い必要な助言を行った。

(6) その他

エジプトで観光したクルーズ船は他県で発生している患者が利用したものとは異なる。

<報道機関の皆様へ>

患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策 関連情報
**新型コロナウイルス感染症患者（市内1例目）
にかかると濃厚接触者の健康観察終了について**



ターゲット 3.3 TEL：924-2163

令和2年3月24日
郡山市保健福祉部
保健所地域保健課
担当：佐久間 敦雄

【3/24 午後1時 送信】

SDGs ターゲット 3.3 「伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する」

3月14日に公表いたしました新型コロナウイルス感染症患者（市内1例目）の濃厚接触者について、健康観察を実施してまいりました。

これまで、濃厚接触者から同感染症の発症者はなく、3月23日で健康観察を終了いたしました。

<報道機関の皆様へ>

患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段のご配慮をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者が発生した場合の対応

新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者が発生した場合の対応(令和2年3月5日現在)

<p>1 市民が「帰国者・接触者相談センター(保健所内に設置)に相談</p> <p>【24時間対応】 相談電話番号:024-924-2163 ※「帰国者・接触者相談センター」をお願いします」とってください。</p>	<p>【お電話いただきたい方】</p> <p>① 発熱(37.5度以上)と呼吸器症状(咳など)があり、14日以内に中国湖北省及び浙江省並びに大韓民国大邱広域市及び慶尚北道清道郡の滞在歴がある方</p> <p>② 発熱(37.5度以上)と呼吸器症状(せきなど)があり、14日以内に中国湖北省及び浙江省並びに大韓民国大邱広域市及び慶尚北道清道郡に滞在歴がある方と接触した方</p> <p>※ 湖北省及び浙江省並びに大韓民国大邱広域市及び慶尚北道清道郡から帰国、または滞在歴がある方と最後に接触した日から、14日間朝晩検温し、発熱(37.5度以上)や呼吸器症状(せきなど)が出たら必ずご連絡ください。</p> <p>※ 上記以外の方は平日(8:30~17:00)にお電話ください。</p> <p>▶相談電話番号:024-924-2163(保健所地域保健課感染症係)</p>
↓	
<p>2 保健所が新型コロナウイルス感染症の疑いと判断</p>	<p>保健師が状況を確認させていただきます。</p> <p>○基準(上記の①又は②)に該当する方は次のステップへ。 (基準(上記の①又は②)以外の方は、かかりつけ医など、通常受診する医療機関を受診していただきます。)</p>
↓	
<p>3 保健所が「帰国者・接触者外来」を設置する病院と調整します</p>	<p>(1) 県内6か所の「帰国者・接触者外来」と保健所が調整します。</p> <p>(2) 相談者に受診する病院をお伝えします。</p> <p>(3) 受診先の病院に相談者が受診することをお伝えします。</p>
↓	
<p>4 保健所が受診先である「帰国者・接触者外来」をお知らせします</p>	<p>(1) 相談者は原則としてご家族が運転する自家用車などでお伝えした受診先へ移動してください。</p> <p>※ 万が一感染していた場合、タクシーなどの公共交通機関では運転手が感染する恐れがありますのでご理解ください。</p> <p>※ また、必ずマスクをするか、無い場合は咳エチケットをすることが感染を拡めないために重要です。</p> <p>(2) 独居等の理由でご自身での移動が困難な場合は保健師にご相談ください。</p>
↓	
<p>5 感染しているか検査をします</p>	<p>(1) 「帰国者・接触者外来」病院で相談者の「咽頭(のど)の拭い液」と「痰」をとります。</p> <p>(2) 検査機関で新型コロナウイルスの遺伝子検査(PCR検査)を行います。</p> <p>※ 検査は現在、福島県衛生研究所(福島市)と国立感染症研究所(東京)で実施しています。</p>
↓	
<p>6 検査で新型コロナウイルス感染が陽性になったら入院します</p>	<p>○県が指定する「指定感染症医療機関」(県内6箇所)への入院勧告をします。(令和2年2月1日以降は感染症法により入院等の勧告に強制力があります。)</p> <p>※ 勧告を受けて入院した分の医療費は軽減されます。</p>
↓	
<p>7 ウィルスが検出されなくなったら退院できます</p>	<p>○次の条件のときに退院となります。</p> <p>(1) 37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向である。</p> <p>(2) 新型コロナウイルスの遺伝子検査(PCR検査)を2回実施する。</p> <p>(3) 2回とも結果が陰性であった。</p>

新型コロナウイルス感染症の相談件数(令和2年3月24日現在)

項目	内容	件数	合計
感染の疑い等に関する事	1 現在の健康状態について	147	206
	2 病気について	38	
	3 渡航、入国、帰国関係の相談	21	
感染症の予防に関する事	4 予防法、消毒、対処法、治療等について	178	185
	5 国内旅行(移動)、交通機関利用について	7	
医療機関を受診するときの注意点等に関する事	6 受診に関する事	460	460
新型コロナウイルスに関する事やその他の相談	7 国・県等の対策について	32	634
	8 制度について	80	
	9 発生状況について	103	
	10 検査に関する事	181	
	11 マスク買い占めについて	22	
	12 クルーズ船について	58	
	13 その他(中国産〇〇は大丈夫か等)	158	
カテゴリ別件数合計(延べ)		1,485	
相談件数(実数)		1,235	

新型コロナウイルス感染症のPCR検査件数(令和2年3月24日現在)

29 件

※来月(4月)から市保健所検査課で検査開始(予定)

厚生労働省からの通達・通知等(令和2年3月24日現在)

204 件

新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベント中止等 及び市有施設の休館に関する指針（3月24日改正）

1 これまでの経緯と現状認識

新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するため、郡山市においては2月20日、この指針を定め、2月21日から3月31日までの間に、市主催等のイベント569件について413件を中止または延期とした。

新型コロナウイルス感染症患者については、郡山市の1件を含め県下で2件の患者発生を見ているが、いずれも国外での感染事例であること、患者の濃厚接触者は確実に把握されており、その全員が健康観察期間（最終暴露から14日間）に発症することなく終了していることから、現時点で市中感染のリスクは患者発生前と同程度のものと評価できる。

しかしながら、全国的にも感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別が見られ、令和2年3月19日付新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」において、「偏見や差別につながるような行為は、断じて許されません」、「個人情報保護と公衆衛生対策の観点から特段の配慮をお願いします」と発信しており、本市においても、人権に配慮した冷静な行動をとっていただくよう市民へ周知しているところである。

このような中で3月19日、政府は新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、今後の方針として『国民には「換気が悪く」、「多くの方が密集し」、「近距離での会話や発声が行われる」という三つの条件（以下、「クラスター3条件」という。）が同時に重なるような場を避ける行動を引き続きお願いする。』とされた。

そこで、市主催等のイベントについては、これまで郡山市において市中感染が認められないことから、政府が区分する「感染状況が確認されていない地域」に準ずる地域と判断し、その一律的な中止、延期の対応方針を見直し、政府が示した「クラスター3条件」を踏まえて、以下のとおりとする。

2 イベントの考え方

(1) 屋外で実施されるイベント

必要な予防対策を講じた上で、原則として、実施または再開とする。ただし、屋外で実施されるイベントであっても、県外から多数の参加者が見込まれるイベントについては、市中感染が発生している地域からウイルスが持ち込まれるおそれがあるため、原則として中止、延期とする。また、主たるイベントが屋外で実施されるイベントであっても、「クラスター3条件」に該当する関連行事が行われるイベントについては、原則として中止、延期とする。

(2) 屋内（室内）で実施されるイベント

「クラスター3条件」を満たす屋内（室内）で実施されるイベントについては、原則として、中止とする。

「クラスター3条件」を満たさない屋内（室内）で実施されるイベントについては、主催者が、イベントの様態からクラスター発生のリスクを評価した上で、必要な予防措置を講ずることを条件に実施または再開とする。

その際、後日参加者から患者が発生した場合、保健所が行うクラスター発生対策を適切に実施できるよう、主催者は、全参加者の氏名、住所と連絡先を把握するよう努めるものとする。

3 市有施設の休館について

市有施設については、施設利用の様態が、「クラスター3条件」を満たすか否かを総合的に評価し休館の判断を行う。また、開館する場合にあっても、市有施設を利用して実施されるイベントが「クラスター3条件」を満たす場合には、利用を認めないことがある。

4 イベント開催上の留意点

イベント等を開催し、又は市有施設を開館する場合は次のことに留意する。

(1) 事前の周知

当日を含め、イベント参加時や市有施設利用時の過去2週間以内に発熱（受診や服薬等により解熱している状態を含む）、呼吸器症状（せき、くしゃみ等）がある方や具合の悪い方、感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方のイベント等への参加又は施設の利用をご遠慮いただくことを周知する。

(2) 開催時等の対応

- ① 会場や施設の入り口に手指消毒の資材等を配置する。
- ② 多くの方が触れる場所（ドアノブなど）をこまめに消毒する。
- ③ マイクロ飛沫感染も考えられることから換気が悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転及び定期的に外気を取り入れる換気を行う。運動施設においても、密室になるような更衣室等の換気に十分留意する。
- ④ 手の届く範囲に人を密集させないように、会場等に入る定員をいつもより少なくし、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- ⑤ 会場内において利用者同士が手の届く範囲に長時間集まらないよう周知する。
- ⑥ 対面で長時間会話をしない、又は大きな発声をしないよう周知する。
- ⑦ イベント等の参加者や施設利用者（以下「参加者等」という。）に対して咳エチケットを励行すること等の注意事項を周知する。

(3) 主催者等によるフォロー

主催者又は施設管理者は参加者等に感染症対策の注意喚起や保健所へ相談する場合等について記載したチラシを配布、周知する。

5 花見の期間やゴールデンウィークの市民への協力要請

花見の期間やゴールデンウィークにおける本市で管理する公園等の利用は、次の基準により市民へ協力を要請する。

- (1) 公園等内の開放空間における花見などの利用は可能とする。
- (2) 開放空間であっても密集して過ごすような空間、例えばレジャーシートやレジャーテーブル・椅子等を使用しての飲食、歓談については自粛いただく。
- (3) 過去2週間以内に発熱（受診や服薬等により解熱している状態を含む）やせき、くしゃみなどの呼吸器症状のある方や具合の悪い方、感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方の公園等の利用は控えていただく。

6 指針の適用期間

この指針の適用期間は、令和2年5月10日までとする。

7 指針の改正について

この指針は、同感染症の発生動向を踏まえ随時改正する。

8 附 則

この指針は、令和2年2月20日から施行する。

この指針は、令和2年2月25日から施行する。

この指針は、令和2年3月24日から施行する。

（注）クラスター：新型コロナウイルス感染者の小規模集団のこと。

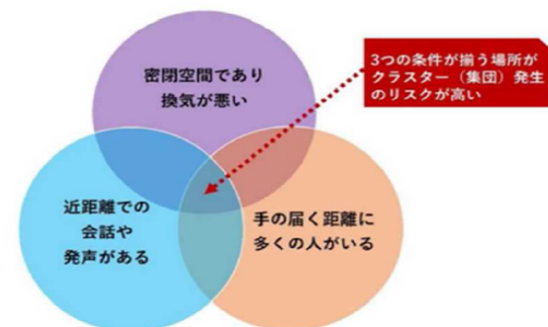
マイクロ飛沫：5マイクロメートル未満の飛沫や空気中に含まれている霧のような微粒子であるエアロゾルが地上に落下せずウイルスを含んだままふわふわと空気中を漂うこともある。（このことを踏まえイベントや施設利用にあたって十分な警戒を行い感染対策に最善を尽くすために重要な換気をお願いするもの。）

集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が3月9日に示した見解によれば、これまで集団感染が確認された場に共通するのは、

- ・ 換気の悪い密閉空間であった
- ・ 多くの人が密集していた
- ・ 近距離での会話や発声が行われた

という3つの条件が重なった場である。こうした場ではより多くの人が感染していたと考えられているため、この3つの条件が同時に重なる場を徹底的に避けることが重要である（図参照）。



中止・延期とした市主催等のイベント
（令和2年3月24日 15:00現在）
2/25～3/31までの開催予定のもの

569件中 413件

（出典：令和2年3月24日 文部科学事務次官通知）

市内で確定患者が発生した場合の感染症法等に基づく対応について

1 確定患者について

- ・ 感染症指定医療機関に入院を勧告（感染症法第19条）
- ・ 退院基準を満たせば退院。以後特別の措置なし

2 積極的疫学調査（感染症法第15条）の実施について

(1) 濃厚接触者の把握と対応

- ・ 確定患者が症状発現（発熱又は呼吸器症状等）後接触した者について調査を行い、「濃厚接触者」を把握する。
- ・ 濃厚接触者で発熱・呼吸器症状がある者にPCR検査を行う。
- ・ 濃厚接触者で、症状の無い者については最終暴露から14日間健康観察を行う。

(2) 「濃厚接触者」の定義

※ 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版）令和2年2月27日版（国立感染症研究所感染症疫学センター）による。

患者（確定例）が症状発現した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当するものである。

- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者
- ・ その他：手で触れること又は対面で会話をすることが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する）。

3 確定患者が使用した施設等について

(1) 施設の使用

- ・ 施設の消毒、施設職員等の健康状況を確認するため、必要な日数の施設利用を中止する。

(2) 施設の消毒

- ・ 施設管理者は保健所の助言を受けて患者が症状発現後滞在した施設・場所については、滞在の状況に応じ、必要な消毒を行う。
- ・ その際の消毒の範囲は必要以上の対応とならないよう留意する。

(3) 消毒の方法

- ・ 消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、不特定多数の利用者が触れる部分についてふき取りを行うことを基本とする。

4 附 則

この基準は、令和2年3月12日から施行する。

市職員等又は家族が確定患者となった場合の対応について

1 目 的

市職員及び市施設等に勤務する委託業者等（以下「市職員等」という。）又はその家族が新型コロナウイルス感染症の確定患者となった場合、市施設内における感染拡大を防止するため以下の対応を行う。

なお、この対応は市内の確定患者数が少数にとどまり、以下の対応とすることが市内の感染防止に効果があると考えられる期間に限るものとする。

2 市職員等が確定患者となった場合の対応

(1) 保健所長は確定患者に対し感染症指定医療機関に入院を勧告。（感染症法第 19 条）

なお、退院基準を満たしたとき退院となる。以後、職場復帰とする。

(2) 濃厚接触市職員等の把握

保健所長は確定患者が症状発現（発熱又は呼吸器症状等）接触した者について調査を行い、「濃厚接触者」を把握する。なお、確定患者が症状発現後出勤していない場合は、所属課の市職員等は濃厚接触者に該当しないものとする。

(3) 濃厚接触市職員等の範囲（確定患者が症状発現後出勤にしていた場合）

- ① 所属課の市職員等のうち半径 2 メートル以内に座席が入る者は無条件で濃厚接触者とする。
- ② 所属課の市職員等のうち①以外の者については、確定患者の症状発現後滞在期間、確定患者との業務上の接触の程度を考慮し、総合的に判断する。
- ③ 確定患者市職員等が症状発現後、必要な感染予防策（マスク）なしで、業務上接触（2 メートル以内で長時間）した業者等外部者について濃厚接触者とする。
- ④ 所属の市職員等が確定患者となり入院し又は濃厚接触市職員等が自宅待機となった場合は、所属は業務継続計画（BCP）に基づき事務を継続する。なお、継続すると判断した業務に必要な人員は、部局内又は市組織全体で対口支援により配置する。

(4) 濃厚接触市職員等への対応

- ① 保健所長は、濃厚接触市職員等で発熱、呼吸器症状がある者に PCR 検査を行う。濃厚接触市職員等は結果が出るまでは自宅で待機する。
- ② 濃厚接触市職員等で症状の無い者は 14 日間、自宅で待機する。
- ③ 濃厚接触とされない他課の市職員等については、出勤前に体温を測定し、発熱があれば出勤しない、若しくは勤務中に発熱した場合は帰宅する。また、発熱等症状がない場合はマスクを着用し勤務する。

(5) 濃厚接触市職員等が利用した職場、施設等の消毒等

- ① 所属長（課長）は、施設等の消毒、施設等の市職員等の確認が終了するまでは、当該施設等の業務を停止する。
- ② 所属長（課長）は、保健所の助言を受け、確定患者市職員等が症状発現後滞在した施設・場所については、その滞在の状況に応じて、必要な消毒を行う。その際消毒の範囲は必要以上の対応とならないよう留意する。

③ 消毒の方法については、別添により実施する。

(6) 確定患者市職員等に関する市民への情報公開

確定患者市職員等が窓口業務等不特定多数の市民に対応していた場合、市内の確定患者数が少数にとどまり、確定患者市職員等に関連する情報を公開することが、市内の感染防止に効果があると考えられる場合、市長は当該市職員等の所属課（窓口名）、当該市職員等の症状発現から勤務停止までの期間について速やかに公表し、当該市職員等と接触があった市民には保健所に相談するよう、報道機関等を通じて要請する。

3 市職員等の家族が確定患者となった場合の対応

(1) 市職員等への対応

濃厚接触者でかつ症状の無い場合は、14 日間自宅で待機する。

(2) 市職員等が症状を有している場合の対応

PCR 検査を行い、確定患者となった場合「2 市職員等が確定患者となった場合の対応」の措置をとる。

4 そ の 他

(1) 出勤前の体温測定と発熱時の勤務自粛

市職員等は、出勤前に体温を測定し、発熱等症状があれば所属長（課長）へ報告し出勤しない。また、出勤後に発熱等症状があれば所属長（課長）へ報告し帰宅する。

(2) 発熱等症状のある市職員等の対応

発熱等症状のある市職員等は、速やかにかかりつけ医を受診し、診断結果を所属長（課長）に報告する。

(3) 職員厚生課長・保健所長への報告

上記の報告を受けた所属長（課長）は、遅滞なく職員厚生課長に報告する。職員厚生課長は取りまとめの上、日報として保健所長へ報告する。

(4) 職場の換気の実施

この感染症は、密閉状況において感染拡大することから、所属職員は始業前、昼食時、定時退庁時に換気を行う。

5 附 則

この基準は、令和 2 年 3 月 12 日から施行する。

(別添) 消毒の方法

感染拡大防止のため、厚生労働省から通知等(※)に基づき施設等の適切な消毒をお願いします

〈作業全般の注意事項〉

- ・消毒作業者は二次感染予防のため、使い捨てゴム手袋、使い捨てマスク、ゴーグル（または保護メガネ）等を着用し作業を実施する
- ・作業に使用したものは、使用後すぐにゴミ袋を二重にしたものに入れ廃棄する

〈用意するもの〉

- ・消毒薬（消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム）
 - ・使い捨てタオル（または使い捨てクロス）
 - ・使い捨てゴム手袋
 - ・使い捨てマスク
 - ・ゴーグル（または保護メガネ） → 再使用する場合消毒して使用する
 - ・バケツ
 - ・ゴミ袋
- } 使用後は廃棄し再使用しない

〈消毒箇所〉

感染者が接触した可能性のある箇所

（ドアノブ、窓の取手、照明のスイッチ、手すり、蛇口、流水レバーなど）

〈消毒手順〉

- ① ゴミ袋を二重したものを準備
- ② 使い捨て手袋、使い捨てマスク、ゴーグル（保護メガネ）等を着用
- ③ バケツ等に消毒薬を調整
 - ・次亜塩素酸ナトリウムは0.1%に希釈：原液が6%の場合60倍に希釈
 - ・消毒用アルコールは原液のまま使用
- ④ 消毒薬を使い捨てタオル等に染みこませ、該当箇所をふき取り
(次亜塩素酸ナトリウムで消毒の場合、その後使い捨てタオル等で水拭き)
- ⑤ 使用した使い捨てタオル等はすぐゴミ袋に入れ、ゴミ袋の口はその都度しめる

※「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）
「MERS 感染予防のための暫定的ガイダンス(2015年6月25日版)」（一般社団法人日本環境感染学会）
「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）

新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の公表について

郡山市内の医療機関から郡山市保健所に確定患者の届け出があった場合の公表の取り扱いについては、市内の確定患者数が少数にとどまり、確定患者に関連する情報を公開することが、市内の感染防止に効果があると考えられる期間に限り以下のとおりとする。

なお、以下の考え方は基本であり、個々の確定患者の発症から保健所が把握するまでの間、公衆衛生上の必要性を前提に症状や行動の内容に応じ、実情に応じ関係者と協議の上、個別に対応する。

1 確定患者に関する情報

- (1) 確定患者の属性（性、年齢、職業、居住地域等）については、福島県が公表する情報とする。
- (2) 確定患者の勤務先等については、不特定多数の者が日常的に利用する市有施設であって、患者が発症後も勤務していることが確認された場合には、施設名を公表する。
- (3) 確定患者の勤務先等について、特定の者が利用する市有施設であっても、小中学校、保育所等名を公表しないことによって、どの施設で発生したのかと多くの市民に不安が生じることが想定される場合は、公表する。
- (4) 確定患者の住所については、公表しない。

2 確定患者が利用した宿泊施設・公共交通機関に関する情報

確定患者が、発症から保健所が把握するまでの間に、利用した宿泊施設及び公共交通機関（以下「施設及び機関」という。）については、クラスター感染の防止など公衆衛生上の必要性を前提に、個人のプライバシーの確保、そして社会システムの維持等を勘案し、公表の内容を決定する。

また、その他の利用施設については、この考え方に準じて公表の内容を決定する。

なお、国や福島県の公表内容との整合性を図る。

3 濃厚接触者に関する個人情報

- (1) 濃厚接触者に関する個人情報は公表しない。
- (2) 濃厚接触者はPCR検査結果で陽性と判断された段階で確定患者となることから、上記「1 確定患者に関する情報」及び上記「2 確定患者が利用した宿泊施設・公共交通機関に関する情報」の取り扱いとする。

4 今後の見直し

この公表基準は今後の状況変化や国県の方針を踏まえ、変更することがある。

5 附 則

この基準は、令和2年3月12日から施行する。

新型コロナウイルス感染症対策の本市の組織体制

本市（内部）

郡山市健康危機対策本部会議	
本部長	： 市長
副本部長	： 副市長、教育長、 水道事業管理者
本部員	： 関係部局長
特別会員	： 郡山広域消防組合消防長
＜主な任務＞	
・ 情報収集、原因究明、感染拡大防止の措置及び対応、関係機関との連絡調整、救急搬送体制の確保等の迅速かつ円滑な実施を図る。	
開催	令和2年1月29日～（9回開催）

新型コロナウイルス等
緊急事態宣言

移行

郡山市新型コロナウイルス対策本部会議	
本部長	： 市長
副本部長	： 市長が任命
本部員	： 市長が任命
＜主な任務＞	
政府対策本部長が定める基本的な対応方針及びその行動計画に基づき対策を実施するため、情報交換や連絡調整を行う。	
「郡山市新型コロナウイルス対策本部条例」設置	

郡山市新型コロナウイルス対策行動計画 （平成26年11月策定）

継続

郡山市健康危機対策連絡調整会議	
会長	： 保健所長
副会長	： 保健所次長
構成員	： 関係各課長
＜主な任務＞	
・ 重大な健康危機の対応、拡大の防止等について検討、協議、各部局間の連絡調整を図る。	
開催	令和2年2月3日（1回）

本市（外部）

郡山市新型コロナウイルス感染症連絡調整会議	
構成員	： 医療関係者、商工関係者、郡山広域消防組合、救急医療関係者、警察署、観光・宿泊事業者、運輸関係者 等 市長が招集
＜主な任務＞	
新型コロナウイルス感染症の対策等について、情報交換、意見交換を行う。	
開催	令和2年1月31日～（2回）

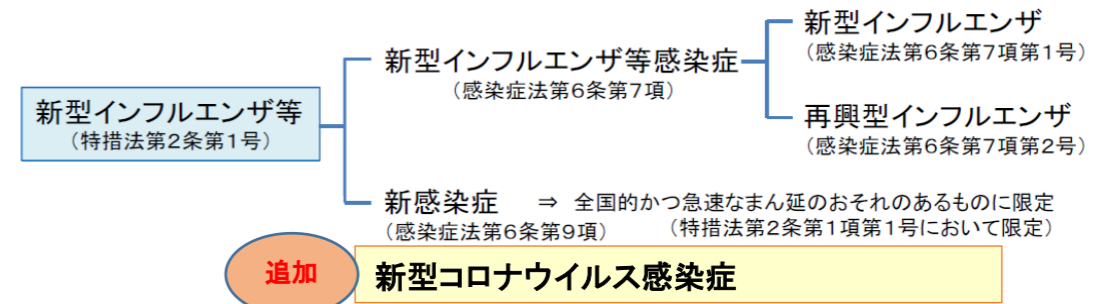
専門部会	
医療専門委員会	
構成員	： 医師会長 // 副会長 // 理事 （9名）
＜主な任務＞	
新型コロナウイルス感染症に関する医療の確保	
開催	令和2年2月25日（1回）

継続

改正「新型インフルエンザ等対策特別措置法」成立

令和2年3月13日、改正「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が成立。同法の対象に「新型コロナウイルス感染症」を加える。（施行日：令和2年3月14日）

新型インフルエンザ等とは



- **新型インフルエンザ**とは、人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであって、国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。
- **再興型インフルエンザ**とは、かつて世界的に流行したインフルエンザであって、現在の国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。
- **新感染症**とは、感染症であって、既知の疾病と病状や治療の結果が明らかに異なるもので、病状の程度が重篤であり、新型インフルエンザと同様に、まん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～
 新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等

- (1) 行動計画の作成等の体制整備
 - ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
 - ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成
- (2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする
- (3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置
- (4) 発生時における**特定接種**(登録事業者(※)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
 ※医療提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの
- (5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」
 新型インフルエンザ等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限り)が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治療するまでの期間等を考慮)
- ② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
- ③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・取用
- ⑥ 埋葬・火葬の特例
- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
- ⑧ 行政上の申請期限の延長等
- ⑨ 政府関係金融機関等による融資 等

○ 施行日：平成25年4月13日 ※法律の公布日 平成24年5月11日

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ

（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。

感染しても軽症であったり、治る例も多いですが、季節性インフルエンザと比べ、重症化するリスクが高いと考えられます。重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。

特に**ご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性**が考えられます。

新型コロナウイルスは**飛沫感染と接触感染により感染**します。空気感染は起きていないと考えられていますが、閉鎖した空間・近距離での多人数の会話等には注意が必要です。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、 ^{せき} 咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
------	---

接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。
------	--

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、マスク着用等の咳エチケットを行ってください。

咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性があります。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

令和2年2月25日改訂版

次の症状がある方は、まずは「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ **高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合**

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

【福島県】帰国者・接触者相談センター

受付時間：午前9時～午後5時平日のみ

県北保健所 024-534-4108 県中保健所 0248-75-7827

県南保健所 0248-21-8188 会津保健所 0242-29-5203

南会津保健所 0241-63-0306 相双保健所 080-2807-0489

福島市保健所 024-535-8662 郡山市保健所 024-924-2163

いわき市保健所 0246-27-8596

受付時間外は上記電話番号におかけいただき、案内に従ってご連絡ください。

緊急携帯電話等での対応となります。

一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。また、新型コロナウイルス感染症の検査は、現時点では医療機関で行っておりません。検査についても下記でご案内しています。

厚生労働省相談窓口 0120-565653 (9:00~21:00 土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話での相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

【福島県】専用相談ダイヤル 024-521-7871 (8:30~21:00平日のみ)

保健所の受付時間：8:30~17:15平日のみ(中核市保健所の時間は異なる場合があります)

県北保健所 024-534-4113 県中保健所 0248-75-7818

県南保健所 0248-22-6405 会津保健所 0242-29-5512

南会津保健所 0241-63-0306 相双保健所 0244-26-1329

福島市保健所 024-535-8661 郡山市保健所 024-924-2163

いわき市保健所 0246-27-8595

最新情報についてはホームページをご覧ください [福島県](#) [新型コロナ](#)で検索